

出産・子育て応援ギフトを受け取られていない方へ（出産・子育て応援ギフト未申請の方へ）

以下の対象者①～③の方につきましては、
出産・子育て応援ギフトを受け取った後の、【ポイント登録する期限（ポイント登録期限）】及び【登録したギフトのポイントを使い切る期限（ポイント使用期限）】が迫っています。
下記スケジュールをご確認いただき、ギフトを受け取るための電子申請やギフトを受け取った後のポイント登録を、すみやかに実施してください。
なお、各期限以降に申請された場合の対応については、受付ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

【対象者別の申請方法について】			令和7年 7月31日	令和7年 9月30日	令和7年 11月30日	令和8年 1月31日	令和8年 3月31日	令和8年 8月31日	令和9年 2月28日
対象者① ・7年3月31日までに妊婦面接を受けた方 または ・7年3月31日までに生まれた児で赤ちゃん訪問 を受けた方のうち、 出産・子育て応援ギフトを未申請の方。 ※電子申請フォームの案内を紛失された方は、 下記の管轄地域健康課へご連絡ください。	1. 電子申請 (フォーム①)	申請期限：令和7年7月31日まで (専用QRコードから申請)	対象者②をご確認ください。 面接時にご案内したQRコードは使用できません。					ギフト終了 ポイントは、 すべて失効となります。	
	2. ポイント登録	登録期限：令和7年9月30日まで (郵送するギフトから登録)	令和7年10月1日～8年1月31日まで (都コールセンターにて対応) 交換サイトにてポイント登録する場合は、下記の【東京都出産応援 事業コールセンター】へお問い合わせください。						
	3. ポイント使用	ポイントの使用期限：令和8年3月31日まで (専用サイトから使用)							
対象者② ・対象者①のうち、7年7月31日までに 電子申請が間に合わなかった方。 ※下記の管轄地域健康課へ連絡し、 電子申請フォーム(期限延長版1) の案内を 受け取り、申請して下さい。 ※出産応援ギフトは、本申請をもって給付終了。	1. 電子申請 (フォーム②)		申請期間：令和7年8月1日～11月30日まで (専用QRコードから申請※個別にご案内します。)			対象者③をご確認ください。 個別にご案内したQRコードは使用できません。			
	2. ポイント登録		登録期限：令和7年9月30日まで (郵送するギフトから登録)	令和7年10月1日～8年1月31日まで (都コールセンターにて対応) 交換サイトにてポイント登録する場合は、下記の【東京都出産応援 事業コールセンター】へお問い合わせください。					
	3. ポイント使用		ポイントの使用期限：令和8年3月31日まで (専用サイトから使用)						
対象者③ ・対象者②のうち、7年11月30日までに 電子申請が間に合わなかった方。 ※この場合、子育て応援ギフトのみご申請いた だけます。 (出産応援ギフトは対象外となります。) ※下記の管轄地域健康課へ連絡し、 電子申請フォーム(期限延長版2) の案内を 受け取り、申請して下さい。	1. 電子申請 (フォーム③)					申請期間：令和7年12月1日～8年3月31日まで (専用QRコードから申請※個別にご案内します。)		申請終了。 個別にご案内したQRコードは使用できません。	
	2. ポイント登録					登録期限：令和8年8月31日まで (郵送するギフトから登録)			
	3. ポイント使用					ポイントの使用期限：令和9年2月28日まで (専用サイトから使用)			

《お問い合わせ先》

○本事業（出産・子育て応援事業）について

・健康づくり課 電話番号：03-5744-1661

○電子申請フォームの案内について（管轄地域健康課）

・大森地域健康課

電話番号：03-5764-0661

・調布地域健康課

電話番号：03-3726-4145

・蒲田地域健康課

電話番号：03-5713-1701

・糀谷・羽田地域健康課

電話番号：03-3743-4161

○東京都出産応援事業コールセンター

電話番号：0120-922-283